

平成23年度普通会計決算認定特別委員会  
平成24年10月22日（月）  
〔委員会の概要 公安委員会関係〕

藤田豊委員長

ただいまから、普通会計決算認定特別委員会を開会いたします。（10時33分）  
直ちに議事に入ります。

これより公安委員会関係の審査を行います。

まず、委員会説明資料に基づき、重点施策の実施状況等について説明を願うとともに、この際、特に報告すべき事項があれば、これを受けることにいたします。

吉岡警察本部長

藤田委員長、中山副委員長を初め、委員各位におかれましては、日ごろから警察行政各般にわたり、御理解、御指導を賜っていることに対しまして、心より御礼申し上げる次第でございます。

それでは、まず最初に、県議会及び県民の皆様には御報告とお礼、これを申し上げたいというふうに思っております。

この10月20日、当県警察から全国指名手配しておりました殺人事件被疑者、小池俊一が、岡山県内において死亡しているのを確認いたしました。

県警察といたしましては、平成13年4月の事件発生以来、懸命の捜査を推進してまいりましたが、結果的に逮捕することができず、大変残念に思っておるところではありますけれども、これまで、県民の皆様はもちろんのこと、全国の皆様からいただいた情報提供を初めとする捜査協力に対しまして、心より御礼申し上げる次第でございます。

県警察としては、引き続き事件の全容解明に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それでは、私から、平成23年度の警察本部主要施策の成果の概要について、御説明申し上げます。

県警察では、平成23年中、「県民とともに歩む力強い警察～安全・安心とくしまの実現～」を運営指針といたしまして、5つの運営重点に基づき、警察活動を推進してまいりました。

まず、第1は「身近な犯罪の抑止と安全・安心の確保」についてであります。

県警察では、県民が身近に不安を感じる犯罪の抑止と検挙を最重点課題として、街頭犯罪及び侵入犯罪抑止総合計画を策定し、県民の方々の協力を得ながら、平成15年より、県警察の組織の総合力を挙げて街頭活動の強化などの対策に取り組んでまいりました。

その結果、本県における平成23年中の刑法犯認知件数は6,492件で、ピークであった平成15年当時と比べまして、おおむね半減し、街頭犯罪及び侵入犯罪の認知件数もピーク時の4割以下になったところであります。

犯罪の起きにくい社会づくりの構築に向け、子供、女性に対する声かけ、つきまといなどの不審者情報や犯人検挙の情報などをタイムリーに提供するとともに、青色回転灯装着車によるパトロールなど防犯ボランティアの活動に対する支援や、防犯効果の高い街路灯

や防犯カメラの設置について関係事業者などに働きかけるなどの取り組みを推進してまいりました。また、高齢者などをねらった振り込め詐欺などの被害防止と実行犯の検挙対策、立ち直り支援などの少年非行防止対策、犯罪被害者支援の充実など、県民の安全・安心の確保に努めたところであります。

第2は、「重要犯罪等の徹底検挙」についてであります。

平成23年中は、古物店における持凶器強盗事件、拳銃を使用した殺人未遂事件、深夜における強制わいせつ事件など重要犯罪が50件発生し、早期の解決に努めたところであり、検挙人員は34人、検挙率は72%でありました。また、元農協職員や元学校給食会職員による多額詐欺事件などを検挙したほか、暴力団対策では、六代目山口組狭友会傘下2団体を壊滅に追い込むとともに、11月には暴力団排除条例を初適用し、利益供与を行った県内の事業者及び供与を受けた暴力団員に対し、公安委員会から勧告が行われたところであります。

第3は、「交通死亡事故の抑止」についてであります。

関係機関、団体等と緊密に連携し、高齢者の交通事故防止、全席シートベルト着用推進、夜間の事故防止、飲酒運転の根絶の4つを柱に、自転車の安全利用とマナーの向上をプラスした徳島セーフティ4PLUSに取り組んでまいりました。特に、交通事故死者数のうち高齢者の占める割合が高いこと、夜間における交通事故が多いことなどから、老人会等における交通安全教室、シルバーセーフティチームや高齢者世帯訪問指導員等による交通安全教育、反射シール貼り付け隊による反射材用品の着用を啓発する活動等を推進したところであります。

その結果、平成23年中の交通事故死者数は49人と、前年を上回ったものの、発生件数、負傷者数は7年連続で減少いたしました。

第4は、「災害、テロ等緊急事態への対処の強化」についてであります。

平成23年中、県警察から東日本大震災の被災地へ延べ7,772人、546日の派遣を行いました。県警察では、こうした特別派遣等を通じて得た災害現場での貴重な活動経験等を踏まえ、南海トラフの巨大地震の発生に備え、迅速、的確な初動対応がとれるよう、関係機関等と連携した訓練を重ねるとともに、災害警備用資機材の整備、充実を図ったところであります。

また、国内外の政治、社会、経済情勢が一層不透明化、不安定化する中、来日外国人の不法滞在等を助長する犯罪やサイバー空間の驚異などに対応するため、関係機関との連携強化や管理者対策等を推進いたしました。

第5は、「現場執行力と警察活動基盤の強化」についてであります。

近年の大量退職、大量採用に伴い、職員の世代交代が進む中、現場執行力の低下が懸念されているところであります。

県警察では、精強な第一線警察構築総合プランを策定し、県警察学校及び警察署において、さまざまな事件現場を想定したロールプレイング方式による実戦的訓練やベテラン職員等による伝承教養を実施するなど、若手警察官の早期戦力化等に向けた諸施策を推進してまいりました。また、優秀な人材確保に向け、幅広い募集活動を展開するとともに、特別枠で専門的な技能を有する者を選考採用するなど、警察活動基盤の強化に努めたところであります。

以上、平成23年度警察本部主要施策の成果の概要について御説明申し上げます。  
御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

西岡警務部理事官

それでは、私からは、説明資料の4ページでございます、平成23年度の歳入歳出決算額について御説明申し上げます。

まず、（1）歳入決算額でございますが、予算現額21億2,405万円に対しまして、収入済額は、使用料及び手数料など、総額21億2,300万4,330円となっております。なお、収入未済額の360万1,000円につきましては、駐車違反を行った者が出頭しない場合に、その車両の使用者が納付することとなっております放置違反金、これが未納となっているものでございます。

続きまして、（2）歳出決算額につきましては、予算現額217億8,579万3,456円に対しまして、支出済額は、人件費及び交通安全施設整備事業など、総額212億2,595万5,431円となっております。

以上が、平成23年度の歳入歳出決算額の概要でございます。  
御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

藤田豊委員長

以上で、説明は終わりました。  
それでは、これより質疑に入ります。  
質疑をどうぞ。

黒崎委員

おはようございます。私のほうからは、決算説明書の12ページに交通安全対策特別交付金という項目がございます。予算現額等が記入されている資料がございますが、まずこの交通安全対策特別交付金について、こういった交付金なのか御説明いただければと思います。

國平会計課長

交通安全対策特別交付金についてですが、交通安全対策特別交付金とは、道路交通法等に規定されており、軽微な交通違反により検挙された違反者が納付した反則金は、一たん国庫の特別会計に納入され、その後、交通事故の発生状況、発生件数や人口の集中度、改良道路の延伸等を踏まえ、交付金として都道府県等に配賦される制度であります。

配賦された交付金は、都道府県及び市町村における信号機、道路標識等の交通安全施設整備等の経費に充てられているものであります。

黒崎委員

過去三、四年の推移はどのようになっておられるのか、お教えいただければと。

國平会計課長

過去3年間の反則金の納付と交付金額の推移でございますけれども、平成21年度の反則金約3億2,900万円の納付に対しまして、約5億800万円の交付、平成22年度の反則金約3億4,100万円の納付に対しまして、約4億8,700万円の交付、平成23年度の反則金約3億4,300万円の納付に対しまして、約4億7,300万円の交付という状況になっております。

黒崎委員

それぞれの年度をお尋ねしたんですが、交付されたこの金額は、我々が一般的に常識的なあれで考えましたら、交通安全対策として入ってきていますので、例えば信号をつけたり、そういったことにそのまま使える予算だと思ってよろしいのでしょうか。

國平会計課長

配賦された交付金は、都道府県分として、公安委員会の交通安全施設整備の経費、それから道路管理者の道路整備等の経費、それと市町村分では、緊急自動車の整備、カーブミラー等の整備の経費にそれぞれ充てられるものであります。

黒崎委員

ということは、例えば、徳島県の県土整備部のほうが道路の整備に使うというふうなことも含めての予算という考え方でよろしいのでしょうか。そういうことですね、はい。

そうしたら、警察単体で使える金額っていうのがちょっと少なくなってくると、こういう状況になってくるわけですね。我々からすれば、交通安全の信号であったり横断歩道であったり、そんなものに100%使えたら、道路に附帯しとるいろんな交通安全施設に、より使えたらいいんじゃないかというふうに思うところもあるんですが、そのあたりについては、県のほうで道路整備に予算が割かれて100%入ってこないというふうな状況になっております。

この警察に入ってくる予算については、毎年毎年予定されているような形で入ってきておるように伺っているんですけど、そののところはどうなんでしょうか。

國平会計課長

警察のほうに入ってきている交付金額につきましては、平成20年度から1億5,000万円となっております。

黒崎委員

平成20年度から1億5,000万円ずつ入ってきているというふうなことです。

よく言われるのは、警察の取り締まりに、さも目標値があるような、そんなことになったらんのかというふうな意見も県民の中にはあるんですけど、そのところも、我々はそうじゃないんだろうなと思っちはおるんですけど、ちょっと御説明いただければと。

國平会計課長

交通安全対策特別交付金は、交通取り締まり件数や反則金の納付額の増減にかかわらず、交通事故の発生状況等を踏まえて国庫から配賦されるものであります。したがって、

交通取り締まりの実績と交付金の配賦額は切り離された形で運用されており、先ほど御報告しましたとおり、現に反則金として納付される額より県のほうに交付金として配賦される額が多い状況になっております。

また、あくまでも交通取り締まりは交通の安全と円滑を目的として実施しているものであり、これら交付金の配賦を目的に実施しているものではないと認識しております。

黒崎委員

そういうことだということですが、明らかに交通の、特に飲酒運転等も含めての悪質なものの取り締まり、検挙、この辺は恐らくしっかりやっていると。先日もそんな取り締まりをやられていたようでございますが、我々からすれば、そういったことで一所懸命やられておるんで、成果がしっかりとあらわれてきてるんだろうなと想定はしておるんですけど、ここ三、四年の交通取り締まり、特に悪質なものの検挙の推移っていうのは、どうなっておりますでしょうか。

今井交通部長

総件数は、平成22年が指導取り締まり件数1万4,038件、平成23年は1万5,524件でございます。これは、無免許運転、飲酒運転、それから著しい速度超過、信号無視、そういった悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を絞って指導取り締まりを実施しております。

また、シートベルト、ヘルメットの着用義務違反、これらについては点数告知となりますが、それらも約2万3,000件といった指導取り締まりを実施いたしております。

黒崎委員

取り締まりの成果で検挙数はふえたということがあったりするんですけど、全体的に交通違反というのは、我々も含めてそうなんですけど、モラルの問題というのが、特に飲酒運転なんかはそうなんですけど、実際に、例えば、お酒を提供するお店なんかで、明らかに車で来られているというのがわかっておりながら勧めて、検挙されたとかっていう例もあるんでしょうか。そのあたり、ちょっとお聞かせいただければと。

今井交通部長

飲酒運転につきましては、大変危険性の高い違反行為でございますので、道路交通法でも違反者本人の罰則は非常に重たい現況となっておりますが、車両の提供とか酒類の提供、知情同乗、こういったいわゆる周辺三罪というものにも罰則が定められておまして、それらについても毎年、検挙措置をしております。

黒崎委員

実数はどうなんでしょう。実数がもしわかれば、お酒を提供したとか、車を提供したとか。もし実数がわかれば、実数も教えてください。

藤田豊委員長

小休いたします。（10時54分）

藤田豊委員長

再開いたします。（10時55分）

黒崎委員

じゃあ、資料はまた後でお出しただけだと思います。

どんどん交通違反は取り締まらないかんことなんですけど、特に飲酒運転については一所懸命やっけていただいていますので、私も県民の一人として飲酒運転に、周辺にも気をつけるように、政治活動の中でも言うていきたい、話していきたいと、そう考えておるところでございます。

飲酒運転で検挙された方で、毎年毎年検挙されれば、その度合いにもよるんですけど、免許証が新たに交付される、免許センターでさらに取り直して交付される方と、消えてしまう方とあると思うんですけど、この違いというのがどの辺にあるのか、ちょっと教えていただければと。どの段階を超えたら取り消しになるのか、再度取れるようになるのか、この違いってというのはどの辺にあるんでしょうか。

藤田豊委員長

小休します。（10時57分）

藤田豊委員長

再開します。（10時58分）

黒崎委員

では、これも後で教えていただくとして、免許センターが今度、松茂のほうに新たにできるというふうに伺っておるんですけど、この免許センターの平成23年度に移転に伴って執行された予算というものはどれくらいあるんでしょうか。

國平会計課長

新運転免許センターにつきましては、現在、庁舎改修の入札事務がすべて完了しておりません。それと、一連の事業経費は会計年度をまたがる繰越予算の議決を経ているため、年度ごとの経費を区分して説明することは困難であります。

したがって、事業を開始した平成22年度から完了予定の26年度までの要する経費を概算で申し上げますと、土地、建物の購入費、設計委託費、工事監理費、改修工事費などで約34億円となる見込みでございます。

黒崎委員

計上は、その年度をとらえて説明するのは難しいということで、全体で34億円というふうにお伺いしております。

飛行場があったときに、飛行場の前にたしか大きな駐車場がありました。その駐車場

についても、警察のほう引き続き管理ということになるんでしょうか。どうなんですか。

國平会計課長

委員が今おっしゃったところについては、警察の管理ではございません。

黒崎委員

駐車をそのまま駐車場としてお使いになるということによろしいんでしょうか。そういうことですね。

國平会計課長

新運転免許センターの駐車場につきましては、南側のエプロンを技能コースと駐車場にする予定にしております。

黒崎委員

ということは、もとの飛行場のあった南側、そこを駐車場にするということですね。なるほど。じゃあ、北側にあるもとの飛行場の駐車場、これはお使いにならないというふうなことによろしいですか。そうですか。はい、わかりました。

駐車場の運営に関して、やはり来られる方っていうのは、免許の更新に来られて、いろんな経費がかかったりするものですから、できれば駐車場っていうのは、無料で使えるようになればいいのかなと思ったりもするところがございますが、そのあたりについて、もしお決まりのようだったら、お教えいただければと。

國平会計課長

新運転免許センターは、平成26年1月のオープンに向け、現在、改修工事中であります。このうち、来訪者の駐車場、約500台ほど駐車可能になるように整備予定でございます。これら駐車場は、運転免許証の更新事務、それから免許の停止等の処分者に対する講習のほか、交通安全教室で来訪される方々に広く御利用いただくことを想定しております。

駐車料金を徴収するか否かにつきましては、車両の来訪者数や周辺施設の影響等を踏まえて慎重に検討する必要があるものと考えており、現在のところ、まだ結論が出ていない状況であります。

黒崎委員

わかりました。まだ決まっていないということでございますので、オープンもあと数年先でございますので、ぜひとも、免許の更新に来られる方が、利用する時間も大体決まっているような時間帯でございますので、できるだけ使い勝手がいいような駐車場の運営をしていただくことを御要望申し上げます。

それと、あともう一点、警察の中の未利用財産。例えば、数年前にも交番の跡地を売却したとか、しなかったとかということもあったと思うんですけど、平成23年度で警察関係の中で未利用財産の移動がございましたでしょうか。

國平会計課長

平成23年度、売却した財産につきましては、牟岐警察署の野江駐在所1件、45万1,000円を売却しております。

黒崎委員

わかりました。1カ所ということでございます。

あと、条件が悪くて、なかなか売却できてないようなところももしかしたらあるのかもしれないませんが、宙ぶらりんになっているような財産というのはございますでしょうか。

國平会計課長

未利用財産につきましては、県の公有財産活用推進会議に諮った後、国、市町村への利用照会を行い、公共利用の希望がなければ、最低売却価格を公表して一般競争入札を実施しております。

その中で、平成24年度は、駐在所2カ所はもう売却できておりますし、現在、あと2カ所が売却の途中でございます。

黒崎委員

財政が大変厳しい中で、未利用財産の有効利用ってというようなことで、今後ともしっかりと進めていただきたいと思います。以上で、質問終わります。

岡田委員

お伺いしたいんですけども、先ほどの資料の中にも3ページのほうで、交通安全施設整備事業ということで、「信号灯器のLED化の推進を始め、道路標識及び表示の更新を行い、交通の安全と円滑化を図った」というふうに書かれた予算が出てるんですけども、その中であって、新設道路の信号機ってというのは、随時、設計段階に応じてついていっているように思うんですが、なかなか従来の道路と新設の道路がクロスするところ、また、県道と市道がクロスするところ、国道とか、いろいろな新設道路ができるに当たって、いろんな交通環境が変わってきたり、また、従来ならば住民だけが通っていた道路に、企業が誘致されたがために速く行く道路ができたとかっていう、その地域のいろんな環境が変わってきたということで交通状況が変わってきて、信号機が必要になる場所というのもできているように思うんです。

ただ、徳島県の限られた予算の中で実施されていると思いますし、LEDの信号機ってというのが、利用者に対しては非常にいいんですけども、高価であるというふうなことも若干言われているようなんですが、実際に信号機の設置ってというのは、過去、新設に伴いどれくらいふえてきているのかっていう推移を教えてくださいんですけど。

今井交通部長

徳島県内における交通信号機の整備状況ですが、昭和31年から設置が始まりまして、特に交通戦争の時代、昭和四十五、六年当時は増設が多数に及んでおります。それで、昭和



63年には1,000基を超えて、現在の平成24年3月末現在でございますが、1,559基を設置しております。なお、最近の設置は過去5年間で63基、年間平均して約12件基余りという状況でございます。

#### 岡田委員

この12基というのは、新しい道路につく分も含まれての12基なんですか。

（「そうです」と言う者あり）

いろいろな基準というものもあろうかと思うんですけども、実際、先般、鳴門であった高校生が残念ながら本当に亡くなってしまった事故というのは、割と普通に明るい道であるし、歩道があるあたりでの交通事故ということで、どういう状況によって交通事故が起こるのかっていうのが一概に言えないところはあるんですけども、地元の交通安全のパトロール隊の方たちが、やっぱりここは信号機があったほうがいいよねっていうところが、やはり鳴門に1カ所あります。いろいろ横断歩道をつけてもらっていますし、横断歩道灯っていうんですか。夜間になったら歩行者のマークの三角マークがついて、下をライトで照らすっていうことで、非常に明るく、私もいつも通らせてもらうところなんですけども、非常にわかりがよい。でも、横断歩道があることはわかるんですけども、やっぱり信号機ではないんです。それで、当然横断歩道があるので、交通マナーとしては守らなければいけないんですけども、そこは直線道路で、普段、常に非常にスピードが出ている車の走行が多いっていう部分で、信号機をつけてほしいなっていう地元の要望があるんです。

今おっしゃったように、年間、新設の道路の信号機も含めて12基しかついていないという現状にあって、非常に厳しい対応といたしますか、現実には直面した対応をとられていると思うんですけど、実際にはどのように対応されているか。また、要望がある道路の信号機に対しては、随時、新規じゃなくて、その地域要望っていう部分での対応っていうのを、多分鳴門以外のところからもかなり要望が出ていると思います。県下じゅう集めると、それこそ物すごい数の要望が出ていると思うんですけども、その要望に対して、どのように対応されていますか。

#### 今井交通部長

交通信号機の設置につきましては、全国的な斉一を期するという必要性もございまして、警察庁から示されております信号機設置の指針に基づいて、道路の構造とか交通量、交通事故の発生状況等を総合的に勘案いたしまして、交通の安全と円滑を図るために必要な整備を図っていくというのが基本方針でございます。

地元住民等から信号機の設置要望があった場合には、現地の詳しい調査を重ねまして、要望場所の車両や歩行者の通行実態、それから、交通事故の発生状況、付近に小中学校、幼稚園、保育所、病院などがある場合には、児童、障害者、高齢者等、いわゆる交通弱者の通行実態等、さまざまな要因を分析した上で、交通事故防止と円滑化の両面に配慮して設置の適否を判断しております。その上で、限られた予算の中で、設置効果、緊急性、住民の意見要望等を勘案して、より設置の必要性の高いものから、整備を進めていくことといたしております。

## 岡田委員

状況はよくわかりました。

じゃあ実際、去年、12基のうち、新設以外の道路で、先ほどおっしゃっていただいたそれぞれの案件を勘案して、新たにつけられた信号機っていうのはあるんですか。

## 今井交通部長

ちょっと手元に具体の資料がございませんけれども、新設が七、八割。あと、そのほかの必要な箇所が残りの基数であったと思います。

## 岡田委員

住んでいる方は日ごろ、そこの道を通りますので、いつも常に危険を感じるという部分があって、県内のほかの地域の危険度の高いところとの比較っていうのは、地域要望っていう中からは比較する部分が出てきませんので、そのあたりの配慮。それと、先ほどもおっしゃられた交通量とか地域住民の人数っていうと、逆に言うと、過疎地域または郊外の山岳地であったり農林地帯であったりという、人は少ないけど車が通るときには非常にスピードが出ている。または、信号機がないので、住民の方はわかっているけども、全然土地勘のない方には、そこの交差点の危険度がわかっていないとかっていう部分もありますので、信号機以外の対策っていうので、いろんな鳴門でしてくださったような歩道のライトアップとか、それにかわるできるもの、または、地域住民への啓蒙、啓発っていうので安全を確保するように、ぜひ努めていってもらいたいと思います。これは要望としてお願いしていきたいと思います。

それと、もう一点。これも、また要望になるんですけども、最近、小学校の子供たちが余り自転車で走っているのを見かけないんですけども、それに伴ってか、中学校の入学シーズンになる、ちょうど3月の末か4月くらいになりますと、新中学生の子供たちがよく自転車で通り始めるんですけども、私が住んでるのは国道28号線の中学校の校区内にあるんですが、その4月の子供たちの様子を見ていますと、自転車の乗り方が非常に下手ですし、なかなか慣れていないというのと、それと、以前と違って子供のときから自転車に乗って走り回っているっていう経験が若干少ないのかなと思うような傾向がよく見られます。

ですから、交通安全って、いつも春の交通安全を4月、秋の交通安全を9月にされていますけども、交通安全のキャンペーンをする前に子供たちに交通安全確認ということで、できれば私の希望としては小学校を卒業する6年生の3学期に、中学校に向けて自転車通学をする子供たちの交通安全対策。今までにも、警察の皆さん、または地域の交通安全のパトロール隊の方たちと連携して、いろいろ、黄色のランドセルのカバーを1年生にあげるときとかに、交通マナーを守りましょうっていうので、手を挙げて渡りましょうとか、黄色い旗を持ちましょうっていうような説明をされているんですけども、それと同じような交通安全マナーの講習っていうのを、ぜひ6年生の3学期に導入してもらって。自転車を新しくほとんど買われていると思いますので、その自転車に乗った、自転車通学に備えた子供たちに対しての交通安全のマナー講習っていうのもぜひしてもらえたら、春の中学校1年生の子供たちの、バランスの悪い自転車の乗り方っていうのが少しでもよくなって、交通事故の予防につながるのではないかと思います。学校の連携とか、警察管内でのいろ

んな調整等々、また行事のカリキュラム等があると思うので、一度またモデルケースなりで検討してもらえたらと思いますが、いかがでしょうか。

今井交通部長

自転車の交通事故の実態ですが、今、委員御指摘のとおり、利用者が小学校から中学校、高校といくに従って利用者がふえますので、交通事故の実態もそのようになっております。

小中学生に対する安全教育は、原則として新学期が始まって間のないうちに、道路の通行方法とか自転車の安全利用について各学校で取り組んでいただいております。これは、警察も交通ボランティアも協力をさせていただいております。大体、県下で98%、年間に五、六時間平均で安全教室が開催されております。この開催時期につきましては、卒業式前の交通安全教育を実施することについて、学校や交通ボランティアの方々と連携を図りながら、その必要性が高いというふうな御要望がある場合は、当然その時期に実施がされるように検討していきたいと思っております。

岡田委員

ぜひ、子供の安全を守るためっていうことで、今までの決められたスケジュールっていう以外にも、いろいろと時期をずらしてみてもらったり、今の子供たちの実際の現状に合った取り組みっていうのに少し歩み寄っていただくと、もっと効果が上がるのではないかなと日ごろの子供たちの様子を見ていて思ったので、また、それぞれの専門の方、また学校の先生方と御協議いただいて、いろいろ御検討いただければと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。終わります。

南委員

信号機関連で少しお聞きいたします。

既存の信号機のLED化の設置基準と現在の普及率を教えてくださいたいと思っております。

今井交通部長

LED信号機の現在の整備状況ですが、車両用三色灯器につきましては、8,101灯のうち4,379灯ということで、54.1%であります。これは全国的に見て、高順位から4番目という状況であります。県警察におきましては、平成26年度までの目標数値としては65%の目標を掲げて、整備を年度ごとに進めていっております。

このLED灯器というのは、特に西日等による信号機の擬似点灯現象が発生しない、それから、消費電力が小さいということで、経済、環境効果が高いというところで、当初は西日が当たるところの箇所から重点的にLEDの灯器に変換していくという整備を図ってまいりました。今は、それ以外の場所も、交通量とか、あるいは交差点の形状等に応じて、必要性の高いところから整備を進めております。

南委員

初めて見たとき、西日の中でも見やすい信号だなというふうに思いましたし、本当に有効な信号機だと思っておりましたが、それ以外にも有効性として、既存の電球式のやつで電

球が切れたときの保守費用が、LED化すると、光る素子がいっぱいある中で、そういう保守費用が大分安くなってくのではないのかなというふうに思っております。

まだまだ重要な信号機をLED化していく必要性はあると思うんですが、保守費用を下げるという意味で言うと、山間部にぽつっと1つあるとかいうような信号機。そこが切れると、委託されていると思うんですが、委託業者にとっては費用がかかってきて、そういうのが数ある中で、委託費用が下がらない部分もあるのかなというふうに思っております。そういう山間部で、重要性が低くても、保守費用を下げるといような見地から、将来、65%を達成した後でもいいんですが、ゆくゆくは100%まで持って行ってほしいし、そのときの優先順位として、保守がやりにくいところから先に進めていくといような考えを将来、検討していく余地があるかどうかお尋ねいたします。

#### 今井交通部長

現在、交通信号機、それから大型の可変標識等は、年間の保守委託契約を結んで、競争入札によって決定しております。個々の車両用灯器の、いわゆる球切れですね、これの交換につきましては、随時、緊急性が高いものですから、近くのそういう能力のある業者に取りかえを委託いたしております。

今後、予算のさらに効率的な執行のために、そういった方向性も十分検討材料に入れて、進めていきたいと思っております。

#### 南委員

まだまだ普及率が54%で、日本の中では高いと言うても、もう少し上がらないと、そういう要望にはつながらないと思っておりますが、十分検討していただくことをお願いいたしまして、質問を終わります。

#### 喜多委員

冒頭に、吉岡本部長より説明がありました。11年前の平成13年に、徳島県では本当にめったにないっていうか、ほとんどないような殺人事件がありました。そして、それから11年。どないどこをどう逃げたかわかりませんが、「おい、小池！」の多くのポスターの中をかいくぐって、一昨日、病死ということで発表がありました。その間、捜査員の皆さん、本当に全国を走り回って大変だったろうと思えますし、残念な思いもあろうと思えますけれども、遺族の方の思いを考えると、本当にいたたまれないような気がします。

今後の捜査方法っていうか、死にましたけれども、どのように捜査されるか、お伺いします。

#### 植林刑事部長

今、委員御指摘のとおり、この事件につきましては、まれに見る凶悪な事件でございました。私個人としましても、徳島東警察署で犯行当時勤務しておりました。小池の事件に携わっておりました関係から、どうしても検挙しなければならないという強い決意を持ちまして、彼を追い続けました。小池を逮捕して、被害者、御遺族の方に御報告を、そして法の裁き、刑に服する、こういう信念のもとに懸命の追跡捜査を行ってまいりました。生

きて逮捕できなかったことは、まことに残念でございます。御遺族の方にはおわびを申し上げたいと思います。

今後の捜査でございますが、被疑者と同居しておりました人物からの詳細な事情聴取、あるいは押収しました資料の精査等々を行いまして、小池の生活実態、これまでの逃走経路等の事案解明に全力を尽くしたいと考えております。以上でございます。

#### 喜多委員

御遺族の方の心中を思うときに、本当にいたたまれない思いがいたします。今後とも、大変な中、捜査を続けていってほしいなということを要望しておきたいと思います。本当に徳島県警を初め、全国の警察の御協力があったにも関わらず、こういう結果になったことに対しまして、非常に残念だなあという思いがいたします。

冒頭に本部長からも説明がありました、刑法犯を含め10年前に比べて半減したという中で、交通事故もしっかりと半減したという中で、夜も昼も休むこともなく、皆さん方のおかげで、我々も含めて県民全員が安心した生活を送っていけるということに、心から改めて敬意を表したいと思います。

それと、説明がありましたが、警察本部ということで、360万1,000円の収入未済額ということでありました。説明では、放置駐車違反の未収金ということでもありますけども、これに対してどのような対策を講じられておられるのか、お尋ねをしておきます。

#### 今井交通部長

放置駐車違反につきましては、現在、運転者が出頭して、違反行為を認めて、その責任をとらない場合には、車両の使用者に対して、放置違反金を課すると。これは行政制裁金でございますけれども、そういう法上の制度となっております。

これら放置違反金の収納状況は、平成24年3月末で、本県の場合は97.8%と全国的には非常に高率を示しておりますが、報告のとおり未収金も発生いたしております。この放置違反金の未収金を徴収する最も効果的な方法は、滞納者宅を直接訪問いたしまして、督促、徴収することでございます。県警察では、その徴収体制を強化いたしますとともに、重点的、集中的に徴収に取り組むため、未収金対策強化期間を設けるなどの対策を講じてきたところでございます。このほかに、法に規定されております地方税の滞納処分の規定による財産の差し押さえ、それから、車検の拒否制度を活用した徴収等の実施に努めているところでございます。

#### 喜多委員

ほかの民法等でも時効っていうんがありますけれども、この駐車違反に対しても時効があるかないか。そして、あったら理由をお聞かせ願えたらと思います。

#### 今井交通部長

時効の中断手続なんですけれども、これは、滞納者に対して債務の承認手続、債務確認書を徴しまして、これは面接できた場合に限りまして、その手続をとりまして、時効の中断手続に努めているところでございます。

喜多委員

時効になった分はあるんですか。

今井交通部長

現在、6件ございます。額にして9万円であります。これは本年9月末現在でございます。

なお、放置違反金の時効期限というのは、放置駐車違反の確認標章が貼付された後、放置違反金が納付されない場合に発送される督促状、おおむね標章貼付後2カ月後ぐらいになるんですけれども、これの納付期限10日間の翌日から5年というふうになっております。

喜多委員

もう一つ、出頭して違反金を払うんと、出頭せんと違反金を払うんと、どのくらいその割合があるんですか。

今井交通部長

この制度は平成18年6月から開始されておまして、本年9月末までの間に放置駐車違反として確認標章を貼付した件数は1万5,334件でございます。このうち、当該違反行為を行った運転者を確認して、交通違反として反則告知できた件数は2,907件ということで、約19%、2割弱となっております。それ以外の分、約80%については、放置違反金を納める対象となっております。

喜多委員

8割も減点されないでいくっていう何か法的な矛盾を感じますけれども、今後、県だけで独自に何もできん面があると思いますが、通知が来て、警察へ行って、減点と罰金を納めるのが正規のルートっていうか、そうあるべきと思います。それをふやすために、今後、独自ではどないもしゃあない面があるかと思いますが、何か対策をしてほしいなあと思いますけれど、どうですか。

今井交通部長

放置駐車違反の責任というのは、当然第一義的には違反行為をした運転者が負うべきものでございまして、これは委員御指摘のとおりでございます。運転者の責任が追及できない場合に限って、車両の使用者が有する運行管理義務に着目して、その責任を追及するという法上の制度となっております。なかなか、その割合を高めていくというのは現認の違反行為でないだけに難しい面がございますけれども、可能な限り運転者の責任追及にも努めていく考えでおります。

有持委員

一点、お伺いをいたしたいと思います。

本年度、特に、全国的にいじめの問題で大きい問題を抱えております。本県の警察にお

きましても、日ごろから青少年の健全育成につきまして、生活安全課を中心として、いろいろと御指導いただいたり、運動をしていただいておりますことは、心からお礼を申し上げたいと思うんですけれども、最近の天津市の事件以降、非常にいじめ問題については、社会問題として関心が高く、本県の議会におきましても非常に重く取り上げておる事案でございます。

教育現場の問題ではございますけれども、いじめ問題と申しますのは非常に深刻化しており、学校だけでなかなか対応ができかねるといふような状況でございます。警察においても、いろんないじめに係る事業とか、恐らく通報とか、親からとか、非常に多く、いろんな形で相談があると思います。1つの問題として、県警察として、このいじめ問題で今までにどのような相談とか、事件になったとか、そういうことがあって、青少年の検挙をしたとか、まず、そういうふうな事案がありましたら、お教えをいただきたいと思っております。

#### 山口生活安全部長

いじめ問題でございますけれども、警察に対する相談であります。大体徳島県の場合、過去5年間、いずれも90件から70件前後で推移をいたしております。昨年が88件ということになっております。

それで、その相談を受けまして、警察のほうで事案として扱ったというものにつきましては、平成19年に名誉毀損事案で2件、3名を検挙いたしております。それから、平成21年に強要事案で1件、1名を補導。それから本年につきましては、2つの暴行事案で7名を補導というふうになっております。相談は結構ありますけれども、事案として扱ったというのはそれだけの件数でございます。以上でございます。

#### 有持委員

事件になったのは、まだ少ないようでございますけれども、全国的にも非常にいじめ問題がクローズアップされまして、学校でも今までは、隠そう、隠そうとするような傾向がございましたけれども、今はもう本当にいじめというのは1つの犯罪になりつつあります。警察のほうも青少年ということでございまして、非常にプライバシーもあります。そして、非常に難しい問題でもありますので、どのような事案が今、起こっておるのか。警察のほうで把握しておる内容、どのようなことが今起こっておるのか、もしわかるのであれば、ちょっと御説明をお願いしたいと思います。

#### 山口生活安全部長

今現在、警察が相談を受けて対処している、事案として扱っているというのはございません。

先ほど申しました平成19年と21年の分につきまして若干申し上げますと、詳細は申し上げますけれども、平成19年の名誉毀損事案につきましては、高校生が指名手配犯のポスターに同級生の顔写真を張りつけて、そういったチラシをつくった。これを大勢の者に配布したという事案でございます。それからもう一件が、高校生2名が同級生の名前をかたって、わいせつな画像をインターネットに開いたというものでございます。それから平成

21年の強要事案でございますけれども、これは小学生が同級生に飲食物以外の物を無理やり食べさせたという事案でございます。

本年の事案につきましては、中学生が同級生を暴行したという内容でございます。以上でございます。

#### 有持委員

今お聞きしたところ、子供がする、いたずらという域を超しとると思います。

私も石井署において、20年も前から協助手員ということで青少年の補導、そしてPTAということで、警察とともに青少年の健全育成に携わってきたんですけれども、今現在、補導員にしても、協助手員にしても、防犯連絡所にしても、それから女性防犯の方にしても、一たん拝命を受けますと、皆かなり長い期間協力していただいております。しかしながら、それも非常にいいんでございますけれども、やはり現役で、PTAとか、いろんな地域活動をしておるとか、そういうことをしている人と、どんどんと警察のほうも協力体制をとっていただきまして、今やはり現実に直面しとるのはPTAとか親で、非常に大きな問題を持っております。警察も、一たん拝命したら、ずっと長年していただくのも結構なんですけれども、新規交代といいますか、新しい人の開拓。

そして、学校との連携といいますか、先生はできるだけ学校のことは隠そうとするのが今まででございましたけれども、先ほどもお聞きしたように、青少年の行動というのが、非常に昔と違って、いじめをもう超しております。特にこれからそういうことにも配慮していただきまして、県警のほうも各警察のほうへ御指導いただき、今、私が言いましたことは要望でございますので、どうか今後とも青少年の健全育成につきまして、御指導、御協力いただきますようお願いをして、終わりたいと思います。以上です。

#### 藤田豊委員長

ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、公安委員会関係の審査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（11時41分）